

50歳以上の秩父市民の方へ重要なお知らせ

带状疱疹**任意**予防接種費用の 一部助成を**終了**します



带状疱疹ワクチンは、令和7年4月1日より予防接種法に基づく定期予防接種になったことから、令和7年12月19日(金)をもって任意予防接種費用の一部助成(秩父市独自の助成事業)の申請受付を終了します。

※令和7年度から開始された定期予防接種については継続します。(裏面参照)

接種期限

令和7年9月30日(火)まで

○不活化ワクチン(シングリックス)の場合は、1回目を9月30日までに接種していれば、2回目も助成の対象となります。(期限までに申請したものに限り)

ワクチンの種類	助成を受けるための接種期限
生ワクチン (1回接種)	9月30日(火)まで
不活化ワクチン (2回接種)	1回目 9月30日(火)まで
	2回目 申請期限の12月19日(金)まで

助成申請期限

令和7年12月19日(金)まで

○接種後、申請書類を提出する必要があります。申請期限を過ぎると助成は受けられません。
○生ワクチンや不活化ワクチン1回目を令和7年10月以降に受けた場合は、助成対象外です。

接種日	申請期限
令和6年4月1日～令和6年12月19日までに接種した方	接種日から1年以内
令和6年12月20日～令和7年9月30日までに接種した方※	令和7年12月19日(金)

※不活化ワクチンは、1回目を令和7年9月30日までに接種しており、2回目申請期限の令和7年12月19日までに完了していれば、助成対象になります(申請も同日まで)

带状疱疹ワクチンについて～接種もタイミングが大切です～

带状疱疹ワクチン(生・不活化ワクチン)は、一度の接種で一生涯の免疫を得られるものではありません。そのため、あまり若いうちに接種すると、高齢になって発症リスクが高くなる時期に、免疫が下がってしまう可能性もあります。

带状疱疹は、70歳以降の重症化リスクが高いというデータから、最も効果が得られるよう65歳以上※を対象として定期予防接種(以下、定期接種)が開始されました。

また、定期接種として带状疱疹ワクチンを接種する場合は、医療機関の窓口で一部自己負担額を支払うだけで完了するため、接種後に申請手続きを行う必要はありません。

以上の点も踏まえ、接種を希望される場合は、接種時期についてもご検討をお願いします。

带状疱疹の予防接種の受け方

※市ホームページもご覧ください

すぐに接種したい／早めに接種したい

いいえ

定期接種の年齢※までお待ちください。
(対象の年齢になる年度に個別通知をします)

はい

令和7年度の定期接種の対象者※に該当する
(4月に保健センターから予診票が送付された)

はい

定期接種

保健センターから送付された予診票を使用して接種をする

医療機関の窓口で自己負担額を支払い、終了。

いいえ

任意接種

医療機関にある予診票を使用して接種をする

医療機関の窓口で接種料金を全額支払う

※令和7年度からの定期接種の対象

①年度内に65歳になる方、②60～64歳でヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方(身体障害者手帳1級相当の方)、③年度内に70、75、80、85、90、95、100歳になる方(令和7年度から令和11年度までの経過措置)、④100歳以上の方(令和7年度に限る)

保健センターに費用助成の申請をする。(期限については、表面を参照してください)

【お問い合わせ】
秩父市保健センター
☎0494-22-0648